

Smart Meサービス利用規約 【現改比較表】 2022年3月1日現在

～2022年3月31日	2022年4月1日～
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第12条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 「1ID当たりの月額単価」は利用料金 2料金額に定めます。</p> <p>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、請求対象ID数を乗じた額を合算した額とします。</p> <p>(2) 最低100ID(以下「最低利用ID数」といいます。)からのご利用になります。</p> <p>(3) 100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</p> <p>(4) 料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1. (端数処理)</p> <p>当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</p> <p>2. (消費税相当額の加算)</p> <p>第12条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める消費税を加算しない額に、消費税相当額を加算した額(料金表において括弧内の価格)とします。なお法令の改正により消費税の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。</p> <p>3. (月額料金)</p> <p>(1) 「1ID当たりの月額単価」は利用料金 2料金額に定めます。</p> <p>月額料金は、1ID当たりのID登録料に、当該料金月に利用を開始したID数を乗じた額と、1ID当たりの月額単価に、請求対象ID数を乗じた額を合算した額とします。</p> <p>(2) 最低100ID(以下「最低利用ID数」といいます。)からのご利用になります。</p> <p>(3) 100IDに満たない場合は、請求対象ID数を100IDとして請求いたします。</p> <p>(4) 料金月途中の契約解除については、前月末のID数をもとに算出し、請求いたします。利用料金の日割りは行いません。</p>

<p>4. (請求時期)</p> <p>ID登録料、月額料金の請求時期については利用料金 3.請求に定めます。</p>	<p>4. (請求時期)</p> <p>ID登録料、月額料金の請求時期については以下の通りとします。</p> <p>当社は、契約者に対し、利用月の翌々月までに請求書を発行するものとし、契約者は、当該請求書記載の支払い期日までに当社の指定する方法により支払を行うものとします。</p>
---	---

利用料金

1 適用 (略)

2 料金額 (略)

[3 請求](#)

[\(1\) 請求時期](#)

ご利用期間	請求時期
1月1日～3月31日分	左記ご利用期間と同年の5月
4月1日～6月30日分	左記ご利用期間と同年の8月
7月1日～9月30日分	左記ご利用期間と同年の11月
10月1日～12月31日分	左記ご利用期間と翌年の2月

利用料金

1 適用 (略)

2 料金額 (略)

[附 則 \(令和4年2月24日 A P S 第 00884572号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。](#)

[\(経過措置\)](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務に](#)

	<p><u>ついては、なお従前の通りとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。</u></p>
--	--